

嵐山町管理型浄化槽整備推進事業
(第2期事業)に関する

特定事業の選定



令和3年11月12日

埼玉県嵐山町

嵐山町管理型浄化槽整備推進事業（第2期事業）に関する特定事業の選定

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第7条の規定により、嵐山町管理型浄化槽整備推進事業（第2期事業）を特定事業として選定したので、PFI法第11条第1項の規定により、特定事業選定の客観的な評価を公表する。

令和3年11月12日

埼玉県嵐山町長 佐久間 孝光

1 事業概要

嵐山町管理型浄化槽整備推進事業の第2期事業（以下「本事業」という。）は、PFI法に基づき、当該特定事業を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）が町と事業契約を締結し、実施する業務（以下「PFI事業」という。）をいい、次のとおりである。

(1) 事業名

嵐山町管理型浄化槽整備推進事業（第2期事業）

(2) 事業の実施場所

嵐山町管理型浄化槽条例（以下「条例」という。）第3条に定める区域となる市野川流域関連公共下水道計画区域以外の全区域（以下「浄化槽整備区域」という。）

(3) 事業内容

- ア 浄化槽整備区域内のうち第2期事業として、300基の浄化槽（フロア、電気施設を含む合併浄化槽本体工事）建設業務の実施
- イ 本事業で建設された浄化槽と付帯設備の維持管理等業務の実施
- ウ 第一期事業で町が管理している浄化槽と付帯設備の維持管理等業務の実施
- エ 浄化槽整備区域内に既に設置された一般住宅の合併処理浄化槽のうち、町が寄付を受けた合併処理浄化槽と付帯設備の維持管理等業務の実施
- オ 浄化槽の設置に係る本事業への相談、浄化槽の設置を促進するための町民に向けた啓蒙活動などに対応する住民サービス業務
- カ その他本業務に関連する業務で町長が別に定めるもの

(4) 事業期間等

- ア 事業期間は10年間とする。PFI法第2条第5項に規定する選定事業者（以下「PFI

事業者」という。)は、この期間に浄化槽の建設業務及び維持管理等業務を実施する。

イ 建設工事期間は、上記期間のうち契約日(事業開始日)から7年間とする。

ウ 事業期間終了後(11年目以降)の維持管理等業務は、本事業とは別の事業とする。

(5) 事業方式

本事業はPFI法に基づき、浄化槽整備区域内においてPFI事業者が浄化槽を建設し、竣工後一定期間内に町がその浄化槽を買取った上で、PFI事業者が事業期間中における維持管理業務を遂行する方式(以下「BTO」方式という。)により実施する。

(6) 施設の技術基準

浄化槽、関連管渠及び維持管理に関する技術基準は、国、埼玉県等の技術基準を満たすものとする。

2 事業の評価内容

本事業において、町が自ら実施する場合とPFI事業により実施する場合について、定量的評価方法及び定性的評価方法の2つの方法を用いて比較することによって、特定事業の選定における客観的評価を行った。

(1) 評価方法

本事業をPFI法に基づく特定事業として実施することにより、町が従来手法で実施する場合と比べて、事業期間を通じた町の財政負担の縮減を期待できること、公共サービスの水準の向上を期待できることを選定の基準とした。

(2) 定量的評価

ア 算出にあたっての前提条件

本事業を推進するに当たって、町が自ら実施する場合とPFI事業により実施する場合をコストにより定量的に比較する。

これによる町の財政負担額の軽重比較を行うに当たり、設定した主な前提条件は次のとおりである。

項 目	① 町が自ら実施する場合	② PFI事業により実施する場合
建設期間	7年間	7年間
建設単価	町で試算した額	町で試算した額
維持管理単価	町で試算した額	町で試算した額
職員配置	建設期間 2.5人	建設期間 1.0人
(間接費)	維持管理期間 0.5人	維持管理期間 0.5人
起債元金償還	30年償還 (5年据置き)	
起債利息	年利0.5%	
リスク	本試算では算入しない	
受益者負担金	標準事業費の1/10と設置に必要な経費	
使用料	町で試算した額	
割引率	4.0%	
コスト計算期間	40年間 (令和4年度～令和43年度)	

なお、これらの前提条件は町が独自に設定したものであり、PFI 事業者に応募する者の提案内容を制約するものではない。

イ 算出方法及び評価の結果

上記の前提条件を基に、町が自ら実施する場合の財政負担額と PFI 事業により実施する場合の財政負担額を現在価値換算で比較した結果は次のとおりである。

項 目	金額 (現在価値)
① 町が自ら実施する場合	1,088 百万円
② PFI事業により実施する場合	838 百万円
財政負担軽減額 (①－②)	250 百万円

「PSC」 - 「PFI-LCC」

$$\text{VFM} = \frac{\text{「PSC」} - \text{「PFI-LCC」}}{\text{「PSC」}} = \text{約 23.0\%}$$

PSC : 公共が従来型の公共事業で実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値を指す

PFI-LCC : PFI 事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値を指す

VFM : 支払いに対して最も価値の高いサービスを定量的に示した指標

この結果、本事業を町が自ら実施する場合と比較し、PFI 事業により実施する場合は、事業開始から起債償還が終了するまでの 40 年間における町の財政負担額が 250 百万円軽減されると見込まれる。

ウ PFI 事業者に移転されるリスクの検討

本事業については、国庫補助（交付金）事業であること、単年度ごとに所有権を移転する BTO 方式であることからリスク移転相当分は算入しないこととした。

(3) PFI 方式事業により実施することの定性的評価

ア 定性的評価

本事業において PFI 方式を用いた場合、民間資金や PFI 事業者の経営能力及び技術的能力等の活用による定性的評価としては、次のような効果が見込まれる。

① 効率的な事業運営

本事業を町が自ら実施する場合、設置及び維持管理に伴う事務作業量が膨大となり、職員体制を確保することは時間、費用面等から困難である。これに対して PFI 事業として実施する場合、町が行う事務作業は大幅に軽減される。また、PFI 事業者による設置勧奨の取組み、民間ならではのサービス展開を行うことによる設置及び寄附申請件数の増加が見込める点を含め効率的な事業運営が期待出来る。

② 整備事業の促進

本事業を町が自ら実施する場合、職員配置の制約等から年間の設置基数には限界がある。これに対して PFI 事業として実施する場合、PFI 事業者の主体的かつ積極的な活動により、設置申請に応じた迅速な手続きが可能な機動性を発揮して基数の工事を短期間で効率的に実施出来るものと見込まれる。

③ 住民サービスの向上

住民が設置を早期に希望する場合、或いは住民個々の状況に対応した工事又は突発的な故障等に対する補修が必要な場合等においても、PFI 事業者の機動性や柔軟性を活かした住民サービスの向上が期待できる。

④ 水質保全効果

浄化槽整備が早期に実現することにより、生活排水の適正な処理による汚濁負荷の低減が速やかに図られ、より一層の公共用水域の水質保全や快適な生活環境の確保が期待できる。

④ 地域の活性化

PFI 法の枠組みを利用し、浄化槽整備に係る行政事務を民間委託することにより、民間事業においても新たな事務が発生する。また、本事業を町が自ら実施するよりも PFI 事業として実施することにより設置基数の増加が見込まれ、水廻りの改造工事や住宅リフォーム工事等の需要も見込まれる。このような需要増に伴い、

関連企業の業績が向上するなど、地域経済の活性化が期待出来る。

(4) 総合的評価

本事業は、PFI 事業により実施することにより、町が自ら実施する場合と比較して定量的な評価において 250 百万円（事業費縮減割合 23.0%）の町財政負担額の軽減が達成されることが見込まれる。

また、定量化出来ない整備事業の促進を含めた事業の効率化、住民サービスの向上、公共用水域の水質保全、地域経済の活性化等多くの定性的効果も期待できる。

以上のことから、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認め、PFI 法第 7 条の規定に基づく特定事業として選定する。